

決 定 事 項

実 施 状 況 等

⑤ 木造建築物の建設促進のための対策を総合的に推進する。

- ・ 「インターナショナル・ハウスウェア・ショウ' 86東京」を6月24～26日に開催する。
- ・ 「' 86日本Do It Yourselfショウ」を9月13～15日に、「' 86住宅設備展」を9月16～20日に開催する。
- ・ 昭和61年度創設した「地域優良木造住宅建設促進事業」（昭和61年度建設予定戸数5,000戸）を推進している（8月末現在12道県で実施中）。  
（建設省）
- ・ 木造公営住宅の建設を促進する（昭和61年度建設予定戸数1,359戸）。  
（建設省）
- ・ 昭和61年度より、「モデル木造施設建設促進事業」を推進している（全国9施設の採択を決定し、実施中）。  
（農林水産省）
- ・ 国産材ハウス、森林の家等を展示（東京木材サービスセンター）するとともに、5月2日「暮らしの木材展示館」（名古屋需要開発センター）をオープンした。  
（農林水産省）
- ・ 「新木造建築技術の開発」、「木造化推進標準設計施工マニュアル作成等事業」により技術の開発、普及を推進している。（建設省、農林水産省）

決 定 事 項

実 施 状 況 等

(2) 電気事業、電気通信事業等の設備投資の追加等

① 電気事業及びガス事業における設備投資（修繕工事等を含む。）については、繰上げ発注と投資の追加を図るものとする。

電気事業については、特に、昭和61年度4～6月期を中心として上半期に7,000億円程度の繰上げ発注に努力するとともに、社会的要請の強い配電線地中化について既存計画に加え、昭和61年度及び昭和62年度においてそれぞれ1,000億円程度を目途に投資の追加に努力するよう指導する。

なお、配電線の地中化を円滑に実施するため、関係行政機関はこれを積極的に支援するものとする。

ガス事業についても、昭和61年度上半期に保安の強化等のための繰上げ発注等に努力するよう指導する。

・ 繰上げ発注及び投資の追加について電力業界に要請した。（通商産業省）  
電力業界は、昭和61年度上半期（4～9月期）に約7,000億円の繰上げ発注を計画し、これを着実に実施するよう努力中であり、特に4～6月期については、約5,000億円の繰上げ発注を既に実行した。

また、配電線地中化については、電力業界は、地域ブロックごとの地中化協議会等における関係行政機関の積極的な支援を得て、計画どおり着実に実施中である。

関係行政機関においては、許認可等の迅速化、弾力化、地方建設局・地方公共団体の道路管理者に対する指導などの措置を講じている。

・ 繰上げ発注等についてガス大手3社に要請した。（通商産業省）  
ガス大手3社においては、昭和61年度上半期に繰上げ発注等が着実に実行されるよう努力中。

決 定 事 項

実 施 状 況 等

② 日本電信電話株式会社の設備投資について、ネットワークのデジタル化計画の繰上げ、電線の地中化工事の追加等により、昭和61年度において1,500億円程度を目途に投資の増加に努力するよう指導する。

③ 現在、国会に提案中の「特定都市鉄道整備促進特別措置法案」の成立を受けて、特定都市鉄道整備積立金制度の活用により、鉄道の複々線化等の大規模な輸送力増強工事の促進を図る。

(3) 公共的事業分野における民間活力の活用

① 現在、国会に提案中の「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案」の成立を受けて、事業の早期着手を期するとともに、関西国際空港については本格的な工事に着手することとする。

・ NTTの昭和61年度事業計画の実施に当たり、内需拡大の要請等に応えるため、設備投資の増額に努めるようNTTに対し文書により指導した。  
(郵政省)

NTTにおいては、電線の地中化(当初計画より140億円の増、全国で250km)及び、木柱の取替え(当初計画より60億円の増)の計画を固めており、現在、さらにデジタル化の推進等の具体策の検討を進めている。

・ 4月30日公布、7月29日施行された「特定都市鉄道整備促進特別措置法」により都市鉄道の複々線化等の大規模な輸送力増強工事の促進を図ることとしている。  
(運輸省)

・ 「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法」が、5月7日公布・施行された。現在、環境影響評価の手続を実施中であり、手続終了後、道路整備特別措置法の事業許可を行い、その後会社と公団が協定を結び、昭和61年度中には、事業に着手する予定。  
(建設省)

・ 関西国際空港については、関西国際空港株式会社が、大阪府漁業協同組合連合会、兵庫県漁業協同組合連合会及び和歌山県漁業協同組合連合会との漁業補償等について解決し、大阪府環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の手続も終了した。さらに、7月18日には、公有水面埋立免許願書大阪府知事に、飛行場設置許可申請書を運輸大臣にそれぞれ提出し、今後、これらの手続等の完了を持って、できるだけ早期に着手することとしている。  
(運輸省)

決 定 事 項

実 施 状 況 等

② 現在、国会に提案中の「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案」の成立を受けて、早急に基本指針の策定を行い、開放型研究施設、国際見本市場・会議場、港湾業務用施設等特定施設の整備事業の円滑な実施を期する。

③ また、テクノポリス構想の一層の推進を図るなど地方における民間活力活用プロジェクトの着実な推進を図る。

・ 「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」については、5月30日の公布・施行を受けて、6月30日及び7月31日に特定施設の整備の基本的方向を定める基本指針を策定・公表した。今後も、開放型研究施設、情報化基盤施設、電気通信高度化基盤施設、国際見本市場・会議場、港湾業務用施設等の特定施設の整備事業の円滑な実施に努めることとしている。（通商産業省、運輸省、郵政省、建設省）

・ 現在、テクノポリス開発計画は18地域について承認済みである。  
テクノポリス建設の推進主体であるテクノポリス開発機構の業務に高度技術の開発業務及び高度技術の開発助成業務を追加した（高度技術工業集積地域開発促進法施行令改正、4月22日公布・施行）。

今後、要件に合致したテクノポリス開発計画の承認申請があれば、追加承認を行っていく予定（なお、5月27日、宮城県、福島県より承認申請を受理し現在審査中）。（農林水産省、通商産業省、建設省、国土庁）

・ その他、以下の施策を推進中。

- － グリーンピア構想、マリノバージョン構想 （農林水産省）
- － ニューメディア・コミュニティ構想 （通商産業省）
- － 港湾再開発・人工島の建設、沖合人工島構想、テレポート構想、レクリエーション港湾の整備、メディア・ターミナル構想、アトラクティブ・リゾート21構想 （運輸省）
- － テレトピア構想、テレポート計画、東京湾マリネット計画（郵政省）
- － 地域における民間活力活用主要プロジェクト79の選定（第2次）、インテリジェント・シティ構想 （建設省）
- － 関西学術研究都市、幕張メッセの建設 （国土庁）

決 定 事 項

実 施 状 況 等

④ さらに、勤労者のためのセカンドハウス、レクリエーション施設の建設等国有林の有効活用を推進する。また、公有林についても同様の有効活用が図られるよう努める。

6. 中小企業対策等の推進

(1) 中小企業対策

① 最近の金融情勢等にかんがみ、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度及び小企業等経営改善資金融資制度の貸付金利の引下げを行う。

② 親企業の下請中小企業に対する円高の影響の不当な転嫁を防止するため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、親企業に対する指導を強化する。

また、円高により影響を受ける下請中小企業の仕事量の確保を図るため、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的なあっせんに努める。

さらに、下請等中小企業に係る相談受付・指導を充実するため、商工会、商工会議所等の特別相談窓口機能の拡充・強化、中小企業団体中央会の相談窓口の設置を図るとともに、各都道府県における相談窓口の設置を要請し国及び都道府県の連携強化を図る。

- ・ 国有林において、自然景観に優れ、野外スポーツ等に適した箇所（例えば長野県北白樺高原地区）を「レクリエーションの森」として指定し、セカンド・ハウス等の施設整備を積極的に推進中。（農林水産省）
- ・ 公有林についても、山梨県清里地区等において実施中。
- ・ 昭和61年度から森林空間総合利用促進対策を発足させ、ログハウス等の滞在施設、森林学習体験の場の整備等を推進している。（農林水産省）

・ 4月8日から、次のとおり貸付金利の引下げを実施した。

① 中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度

事業転換資金 5.5%→5.0%（3月4日に適及）

経営調整資金 5.5%→5.3%（昭和60年12月2日に適及）

② 小企業等経営改善資金融資制度 6.8%→6.3%

・ 下請代金支払遅延等防止法に基づき、円高特別検査を実施した（4～7月）。（通商産業省、公正取引委員会）

・ 各都道府県の下請企業振興協会を通じた円高関連移動あっせん相談の実施（1～7月996回）、円高関連発注開拓会員の開催（1～7月137回）等を行っている。また、下請取引のあっせんに充実させるため、下請企業振興協会への登録促進キャンペーンを実施した（通商産業省からも親企業（資本金5千万円以上の約11,000社）及び事業者団体（575団体）に対し登録方要請（4月16日付け））。

決 定 事 項

実 施 状 況 等

③ 企業経営に長い経験と見識を有する経営者等を「産地中小企業活路開拓アドバイザー」として通商産業大臣が臨時に委嘱し、円高等により深刻な影響を受けている産地の中小企業に対し事業転換等に関する指導・助言を行う。

④ 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく事業転換対策及び緊急経営安定対策を産地中小企業関係者に周知徹底させ、それらの対策の活用を図るとともに、各産地の今後の在り方について検討すること等のため各都道府県において中小企業団体、金融機関、学業経験者等をメンバーとする「産地対策推進協議会」を設置するよう要請する。

- ・ 各商工会・商工会連所に設置した円高対策特別相談窓口を拡充し、下請等小規模企業に係る経営指導を強化するよう通達を発した（4月8日付け）。（通商産業省）
- ・ 各都道府県の中小企業団体中央会及び全国中小企業団体中央会に「円高緊急対策特別相談窓口」を設置し、相談事業を実施中。
- ・ 各都道府県に相談窓口を新たに設置するよう4月8日付けで通達を発するとともに、所要の指導を行ってきている。（通商産業省）
- ・ 4月24日各都道府県の商工担当部長を招き、下請等中小企業対策推進本部を開催し、それを通じて国及び都道府県の連携強化を図っているところである。（通商産業省）

・ 本アドバイザーを活用するよう4月8日付けで各都道府県知事あて通達を発するとともに、アドバイザーとして14名を委嘱した。これまでに15都府県に派遣済み。今後も逐次派遣する予定。（通商産業省）

- ・ 本協議会を早急に発足させ活動を開始するよう各都道府県知事あて通達を発した（4月8日付け）。本協議会の構成、業務等につき各都道府県を指導中。（通商産業省）
- ・ 9月10日現在、43都道府県で同協議会が設置され、残る4県においても準備中。

決 定 事 項

⑤ 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、卸団地の建設計画等を前倒して実施するとともにその円滑な執行を図るため、都道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。

⑥ 公共事業等の施行等に際しては、中小企業者の受注機会の増大に努める。

(2) 金属鉱業対策

金属鉱業について、探鉱、保安対策等を融資対象とする金属鉱業経営安定化融資の融資時期の繰上げ等を行うとともに、最近の厳しい経営環境の変化への対応の方向について早急に鉱業審議会における審議を進める。

実 施 状 況 等

・ 高度化事業を前倒して実施するのに必要な予算の早期実現、高度化事業の実施主体たる組合に対する指導、早期の診断等を実施するよう各都道府県知事及び中小企業事業団理事長あて通達を発送した（4月8日付け）。  
（通商産業省）

・ 文書による要請、官公需確保対策推進協議会の開催等により決定事項を各省庁等の末端の発注機関まで周知徹底し、中小企業者の受注機会の増大に努力中。

・ 「昭和61年度上半期における公共事業等の事業施行等について」（昭和61年5月9日閣議決定）において中小建設業者に対する受注機会の確保に留意する旨規定した。

・ 官公需法に基づき昭和61年度の「国等の契約の方針」を閣議決定（7月15日。中小企業者向け契約目標39.8%）

・ 金属鉱業経営安定化融資については、昭和61年度第1四半期の融資時期を1か月繰り上げ、5月28日に融資を行った（通常は6月末）。  
（通商産業省）

当該融資額	45億円
平均金利	2.2%

・ 中小鉱山振興指導事業費補助金については、交付時期を2か月繰り上げ6月30日に交付決定した（通常は8月末）。  
（通商産業省）

既交付決定額	1.064百万円
昭和61年度予算	1.294百万円

決 定 事 項	実 施 状 況 等
<p>(3) 雇用対策</p> <p>雇用調整助成金について、本年3月に改正した業種の指定基準に基づき、産地や業種の実態に即した業種指定を機動的に行い、その積極的活用を努める。</p> <p>また、高齢者や構造的不況に陥っている特定不況業種・特定不況地域からの離職者等の特定の求職者について、特定求職者雇用開発助成金の活用や特別求人開拓の実施、委託訓練・速成訓練等の方法による職業訓練の実施等により、その早期再就職を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業審議会では、8月29日に「今後の我が国非鉄金属産業のあり方と就業政策の方向」と題する報告書を取りまとめ、9月12日に通商産業大臣に建議を行った。</li> <li>・ 雇用調整助成金について、指定基準の改正以降5月までに44業種を指定した。その後6月から9月にかけて40業種の指定を行った（現在116業種）。今後も引き続き円高等の影響を受けている業種について機動的な指定を行うこととしている。（労働省）</li> <li>・ 「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に基づき、5月20日特定不況業種、特定不況地域（各1）を追加指定した。その後、特定不況業種、特定不況地域の追加指定（7月1日、1業種、1地域、7月29日、2業種）及び、指定期間の延長（7月1日、5業種、1地域）を行った（現在特定不況業種36業種、特定不況地域35地域）。（労働省）</li> <li>・ 委託訓練・速成訓練等の方法による職業訓練については、雇用促進事業団及び各都道府県の職業訓練施設において実施中。</li> </ul>

決 定 事 項

7. 国際社会への貢献

上記の諸施策を始め我が国の内需拡大の努力は、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが期待される。同時に、今後の情勢の推移をも見つつ、多くの開発途上国が直面している経済困難にも配慮し、国際社会に貢献すべく適切な対応を図る。

実 施 状 況 等

- ・ 東京サミットで次の事項等につき合意、決意を表明した（5月4～6日）。
  - ① 経済政策の協調強化
  - ② 効果的構造調整政策の推進
  - ③ 開放された多角的貿易体制の強化（新ラウンドの早期開始等）
  - ④ 開発途上国に対する協力の強化（債務問題への取組み、IDA第8次増資等）
- ・ アジア開発基金の第4次財源補充交渉が妥結した（4月29日、規模36億ドル）。我が国は最大の拠出国として積極的に協力を行うこととしている。
- ・ 開発途上国への直接投資の促進に寄与する多数国間投資保証機関（MIGA）を設立する条約にワシントンにおいて9月12日（現地時間）署名。

## 16. 総合経済対策主要検討項目

昭和61年4月4日  
(経済対策閣僚会議)

- 金融政策の機動的運営
- 公共事業等の前倒し執行
- 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元
- 規制緩和による市街地再開発等の促進
- 中小企業対策